

令和6年度第3回（6月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

日 時 令和6年6月25日（火）午前9時から

場 所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 7名

1. 渡委員 2. 保池委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員
6. 森委員 8. 石原委員（会長）

欠席した委員 1名

7. 重野委員

出席した職員

推進員2名（新元、杉浦）、事務局3名（産業振興課 柳、古島、桑野）

議事概要

- | | |
|--------------|---|
| 1 議事録署名委員の選出 | 委員5・委員6を指名 |
| 2 会期の決定 | 令和6年6月25日（火）の1日間に決定 |
| 3 諸般の報告 | 会議出席の報告 |
| 4 協議事項 | 議案第3～8号 農地法第3条について（全て可決） |
| 5 その他 | （1）所有者不明農地使用覚書について（報告）
（2）先月の議案第2号について（経過報告）
（3）農業委員会大会の出欠確認について（お願い）
（4）事務局同行のパトロール実施について（周知） |
-

議事詳細

3 諸般の報告

会長より、5月20日～22日 鹿児島 農業委員会事務局長会議、5月27日 アマホーム（奄美市）農政推進協議会・大島支庁（同）農業委員会連絡協議会 出席の報告があった。

4 協議事項

議案第3～8号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。質疑応答の後、全会一致で可決した。

【議案第3号】

- ・事務局 譲渡人がaさん、譲受人がbさん、所有権の移転。場所はA地区の一番地、地目は畑、面積が369㎡。価格は無償。皆様のご審議をお願いします。
- ・委員1 きれいにされてますよね。
- ・事務局 この場所はみかんを植えてあるんですか。タンカンですかね。
- ・会長 タンカン、はっさく、津之輝、きんかん。色々植えている。所有者が島を離れるため、その前に無償で譲るとのこと。
- ・事務局 管理がされている畑ですので、きれいに引き継いでもらってやってもらったら、果樹の実も取れます。いい場所だと思います。

議案第3号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第4号】

- ・事務局 譲渡人がcさん、譲受人がdさん、使用貸借権の設定。期間は10年間、価格は無償。場所はB地区の一番地、登記簿では畑、面積が832㎡。後ろに公図がありますが、（議案第4号～7号の）この4筆の一带を同様に貸借権設定をしたいということです。遊休地となっていて十何年、もっとかもしれません。Dさんが畑を開けて、今から作っていきたいということです。写真は添付の通りで荒れている状態です。委員と一緒に現地立ち合いし確認しています。ご審議をお願いします。
- ・委員5 あの畑は22～3年くらい使われていない。一度ユンボで切り開いたことがあるが、その状態から17～8年。
- ・委員1 dさんは宇検村にいる方か。
- ・委員5 数年前に帰ってきた。
- ・委員3 （担当の）C地区は土地はあるが誰もしない。B地区の方は感心する。リーダーがしっかりしている。
- ・委員5 これを切り開くのは相当お金がかかる。
- ・会長 重機も必要では。
- ・委員5 まわりの農道は水土里サークルで開くことができた。以前はそういうものがなかったから助かります。

議案第4号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第5号】

- ・事務局 譲渡人がeさん、譲受人が同じくdさん、使用貸借権の設定。期間は10年間、価格は無償。場所はB地区の一番地、面積92㎡。だいぶ草木が生い茂っている状況です。ご審議をお願いします。
- ・委員5 eさんはもうほとんど畑をやっていない。自分も一度借りたが、ぜひ使ってくれということだった。親戚になるので全然問題ないと思う。

議案第5号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第6号】

- ・事務局 譲渡人がfさん、譲受人が同じくdさん、使用貸借権の設定。期間は10年間、価格は無償。場所はB地区の一番地、面積275㎡です。ご審議をお願いします。
- ・会長 隣接の一番地は道か。
- ・事務局 おそらく農道。

議案第6号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第7号】

- ・事務局 譲渡人がgさん、譲受人が同じくdさん、使用貸借権の設定。期間は10年間、価格は無償。場所はB地区の一番地。面積は1049㎡、大きな区画となっています。ご審議をお願いします。

議案第7号について質疑なし。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第8号】

- ・事務局 譲渡人がhさん、譲受人がiさん、所有権の移転、4筆で価格は無償。A地区の一番地、面積は1621㎡。同じく一番地、面積は75㎡。一番地、面積は1335㎡。一番地、面積は928㎡。ご審議をお願いします。
- ・委員4 （譲渡人の子供である）お父さんお母さんがマンゴー、パッションを頑張っているが、将来を考えて孫に譲るという話です。
- ・事務局 ご本人は施設に入られているということです。
- ・会長 相続ではなく生前贈与になる。
- ・事務局長 登記の際は権利のある兄弟全員の署名をもらうことになる。
- ・会長 兄弟で話をしているのかもしれないが、今回の場所は（譲受人の）父親が使っ

ている場所。登記をする時には父親の兄弟の承認が必要。司法書士に頼んでいるのであれば大丈夫と思います。

議案第8号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

5 その他

(1) 所有者不明農地使用覚書について

先ほどの、B地区のdさんが借りている場所。所有者がわからず区長、委員立ち合いのもと覚書を作成、今後親族等がわかれば都度対応。

(2) 先月の議案第2号について、譲渡人Aさん、譲受人Bさん、会長、事務局長、事務局で話し合いを行い、20年間の賃借でお互いに納得された。

(3) 8月27日の農業委員会大会の出欠確認についてお願い

(4) 農業委員と事務局と一緒に村内をまわる活動については、明日久志校区を巡回予定。

以上をもって令和6年度第3回定例総会を閉会した。